

○財務省告示第四百十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、平成十六年（二千四年）新潟県中越地震についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（平成十六年十一月財務省告示第四百七十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年十一月四日から適用する。

平成十七年十一月二日

財務大臣 谷垣 禎一

平成十六年（二千四年）新潟県中越地震についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（平成十六年十一月財務省告示第四百七十五号）の表を次のように改める。

都道府県	指定地域
新潟県	長岡市のうち、古志種苧原、古志虫亀、古志竹沢、古志東竹沢、古志南平